

## 『会則（規約）について』

会則（規約）は会の活動を行う上での約束を表したものです。  
会則は概ね、次にあげる項目（条）で構成されています。

- ・ 名 称・・・会の名前です。
- ・ 所在地・・・会の事務局が置かれている場所（住所）で、会長（代表）宅や事務局長宅と表記する場合があります。  
（例）会の所在地は会長（代表）宅に置く。
- ・ 会 員・・・会員の要件について定めます
- ・ 目 的・・・会の活動目的を表します。  
※ 社会教育関係団体ですので、単なる親睦や身体活動を目的とするのではなく、地域貢献、ボランティア精神に基づく文言も含めてください。
- ・ 事 業・・・目的達成のために実施する事業を表します。  
※ 社会貢献活動などの計画も含めてください。  
社会貢献活動とは「会として多摩川清掃に参加する。」  
「利用施設（学校等）の清掃、整備等を行う。」  
「地域のイベントを手伝う。」などの活動です。
- ・ 役 員・・・会を運営するための役員名、役割や任期を定めます。  
（例） 会 長 1名・・・会長は会を代表し、会務を統括する。  
副会長 1名・・・副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。  
会 計 1名・・・会計は会費を徴収し、収支を明らかにする帳簿を整理するとともに、会費の適正な管理を行う。  
監 事 2名・・・監事は、会の会計の収支についての監査を行い、その結果を会員に発表する。
- ・ 会 議・・・総会や定例会議の期日や招集について表します。
- ・ 会 費・・・会費の額、納付方法などについて定めます。

## 第1条 名称及び所在地

本会は府中サッカークラブと称し所在地を会長宅に置く。

## 第2条 会員

本会の会員は、府中市内に在住または在勤する18歳以上の市民で、本会の目的趣旨を理解し協力できる者であること。なお、入会は随意とし会員の定員は定めない。

## 第3条 目的

本会はサッカーを通じて、会員の体位向上と健全な心身の育成を図ると共に地域との交流と貢献、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 第4条 事業

目的を達成するために次の事業を行う

- 1 サッカーの技術向上に向けて定期的練習を行うこと
- 2 会員相互の親睦を図るための交流会を行うこと
- 3 大会に参加すること
- 4 地域貢献活動として、地域事業に積極的に協力すること
- 5 定期的に使用施設の整備、清掃作業を実施すること

## 第5条 役員

本会は会員の互選により次の役員を定め、それぞれの職務を定める。

役員任期は2年間とする、ただし再任をさまたげない。

会 長 1名・・・会長は会を代表し、会務を統括する。

副会長 1名・・・副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

会 計 1名・・・会計は会費を徴収し、収支を明らかにする帳簿を整理するとともに、会費の適正な管理を行う。

監 事 2名・・・監事は、会の会計の収支についての監査を行い、その結果を会員に発表する。

## 第6条 会議

本会を自主的かつ民主的に運営するために、次の会議を開催する。

なお、会議の招集は会長が行う。

総 会 毎年3月に総会を開催し、前年の事業及び決算等の報告、当該年の事業計画、予算の承認ならびに役員を選任等を行う。

役員会 役員会は月例会及び臨時会とし、臨時会の招集は役員が発議による。

## 第7条 会費

本会を運営するため会費を徴収する。会費は毎月500円とする。なお、合宿等の経費について臨時会費を徴収することができる。

徴収した会費は、会計が管理しその収支を明らかにする帳票を作成し、年1回の監査を行う。